**平成２５年（再イ）第６８号**

広島市西区南観音２丁目２番18号

再生債務者　中元　教裕

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月20日まで

平成26年７月23日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（再イ）第６９号**

広島市西区南観音２丁目２番18号

再生債務者　中元　暁裕

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月３日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月20日まで

平成26年７月23日

広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（再イ）第２号**

熊本県八代市高下西町2266番地　流藻川団地１―23

再生債務者　尾方　国彦

1　決議に付する再生計画案　平成26年７月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年８月20日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年８月20日まで

平成26年７月23日　熊本地方裁判所八代支部

## 給与所得者等再生による再生手続開始

**平成２６年（再ロ）第２号**

大分市東大道１丁目６番38―803号　サンヴィレッジ岡松

再生債務者　内田　麻希

1　決定年月日時　平成26年７月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年８月19日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月２日から平成26年９月24日まで

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

**平成２６年（再ロ）第４号**

新潟市東区船江町１丁目26番27号

再生債務者　中山　稔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月９日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年８月８日まで

平成26年７月18日　新潟地方裁判所民事部

## 給与所得者等再生による再生計画認可

**平成２６年（再ロ）第１号**

和歌山県海草郡紀美野町下佐々212番地４

再生債務者　藤田　倫成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年７月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年７月23日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

## 給与所得者等再生による再生計画取消

**平成２０年（再ロ）第１４号**

福島県岩瀬郡鏡石町中央183番地

再生債務者　佐藤富久司

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年12月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年７月23日

福島地方裁判所郡山支部再生係

## 教育職員免許状取上げ処分公告

教育職員免許法第11条第３項の規定により、次の免許状の取上げ処分を行った。

平成26年７月31日　千葉県教育委員会

1　免許状の種類（教科）及び番号

(1)　中学校教諭一種免許状（社会）
昭58中１第10487号

(2)　高等学校教諭一種免許状（社会）
昭58高１第10511号

2　授与年月日及び授与権者

(1)　昭和58年３月31日　東京都教育委員会

(2)　昭和58年３月31日　東京都教育委員会

3　氏名及び本籍地
三勝　里文　東京都

4　取上げ年月日
平成26年７月16日

5　取上げの事由
教育職員免許法第11条第３項該当

# 会社その他の公告

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年七月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.asahi-akita.co.jp/

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月七日
掲載頁　七十六頁（号外第一五二号）

平成二十六年七月三十一日

秋田県秋田市茨島三丁目一番六号
（甲）朝日産業株式会社
代表取締役　田村　耕悦

岩手県宮古市小山田一丁目七番地
（乙）岩手興産株式会社
代表取締役　中山　明男

## 合併公告

左記宗教法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

平成二十六年七月二十日、各法人の信者総会の承認決議は、甲については平成二十六年七月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年七月三十一日

福島県南相馬市鹿島区小池字小草八番地六、八番地五
（甲）エホバの証人原町会衆
代表役員　田渕　尚利

福島県双葉郡双葉町大字中野字羽山前三三六、一一〇、一一一番
（乙）エホバの証人の福島県浪江会衆
代表役員　齋藤　晶

## 合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、甲及びこの株主総会の承認決議は平成二十六年八月十八日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十日
掲載頁　二二二頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十三日
掲載頁　九十頁（号外第一三九号）

平成二十六年七月三十一日

静岡県富士市今井四丁目一番一号
（甲）日本製紙ユニテック株式会社
代表取締役　大古　哲己

東京都千代田区神田須田町一丁目三番地
（乙）株式会社ＮＤＢ関東工営
代表取締役　渡邉　健久

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社砂貴（住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字嵯峨山二〇五七番一）に対して当社の和歌山県かつらぎ町での残土最終処分場事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十六年七月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年七月三十一日

大阪府富田林市寿町三丁目一五番一号
有限会社砂貴
代表取締役　中村　貴美子